

私道内公共下水道の布設に係る文書の閲覧等に関する事務取扱要綱

平成25年10月28日管理者決裁（制定）

平成29年4月1日 改正

令和元年5月1日 改正

（目的）

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる文書の申請者本人及び土地所有者からの情報開示請求等の事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 私道内下水道整備に関する規程（以下「規程」という。）第5条第1項の規定に基づく私道内公共下水道布設依頼書及び私道所有者全員の承諾書
- (2) 特定環境保全公共下水道に係る施設設置依頼書、土地使用承諾書及び誓約書

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 依頼書 規程第5条第1項に定める私道内公共下水道布設依頼書（附属する図面等を含む。）及び特定環境保全公共下水道に係る施設設置依頼書
- (2) 承諾書 規程第5条第1項に定める私道所有者全員の承諾書（附属する図面等を含む。）及び特定環境保全公共下水道に係る土地使用承諾書
- (3) 誓約書 特定環境保全公共下水道に係る誓約書
- (4) 閲覧等 前3号に定める文書の閲覧及び写しの交付をいう。

（閲覧等の用に供する資料）

第3条 閲覧等に供する文書は、前条第1号及び第2号、第3号定める文書（電磁的記録によるものを含む。）とする。

（閲覧等のできる請求者の範囲等）

第4条 依頼書、承諾書の閲覧等を請求できる者の範囲は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下「請求者」という。）とする。

- (1) 依頼書に記載されている依頼者
- (2) 承諾書に記載されている土地の所有者（関係法令に基づく相続をした場合を含む。）
- (3) 前2号に定める者の代理人

（閲覧等の方法）

第5条 閲覧等は、依頼書、承諾書の原本又は写し（電子出力を含む。）により行う。

2 閲覧等に供する資料で部分的に第三者の個人情報が含まれる場合は、その部分を削除のうえ閲覧等に供する。

（閲覧等の場所）

第6条 閲覧等は、下水道部管理課管路情報担当の執務室において行う。

（閲覧等の受付日及び受付時間）

第7条 閲覧等の受付日及び受付時間は、次の各号に掲げる休日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項までの規定にかかわらず、管理者は、閲覧等の受付日及び受付時間を変更することがある。

（費用の負担）

第8条 依頼書及び承諾書の閲覧等は、無償とする。

（閲覧等の請求）

第9条 請求者は、閲覧等を行う場合、第4条各号に定める者であることを証する書類を提示し、以下の各号に掲げる事項を土地埋設承諾書閲覧簿（第1号様式）に記載し提出しなければならない。

(1) 請求者の住所及び氏名又は名称。ただし、法人にあっては、法人名、主たる事務所等又は従たる事務所の名称及び請求者の氏名

(2) 請求者の電話番号。ただし、法人にあっては、主たる事務所又は従たる事務所の電話番号

(3) 依頼書又は承諾書を特定するに足りる事項

(4) 閲覧等について、請求者が希望する方法

2 前項の規定による第4条各号に定める者を証する書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

(1) 健康保険の被保険者証

(2) 運転免許証又は運転資格証明書

- (3) 旅券
- (4) 外国人登録証明書
- (5) 住民基本台帳カード
- (6) マイナンバーカード
- (7) 前各号に示す書類のほか、管理者が前各号までの書類と同様と認める書類
- (8) 代理人による請求の場合は、前号までの一に掲げる書類の写しのほか、代理人であることを証する書類

3 第4条第1項第2号に定める者であつて、相続により該当することとなった者は、不動産登記法に基づく不動産登記事項証明書（地方法務局が発行する不動産登記事項証明書に準ずる書類を含む。）を併せて提示しなければならない。

4 電話、ファクシミリ又は電子メール等、第1項以外による請求では、閲覧等を行わない。

（第三者による閲覧等の請求等）

第10条 第三者による閲覧等については、本要綱に基づく開示の対象としない。

2 第4条及び前項の規定にかかわらず、京都市上下水道局は、京都市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報を除き、一の私道単位とする場合に限っては参考情報として口頭により文書の存在の有無を情報提供することができる。

（遵守事項）

第11条 請求者は、自ら所持するカメラ（電磁的記録により撮影記録を保存するデジタルカメラ等を含む。）等により依頼書又は承諾書を撮影してはならない。

（適用除外）

第12条 この要綱の規定は、他の法令の定めに基づき、閲覧等を請求する者には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 公共下水道台帳閲覧等取扱要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日前に旧要綱第8条の規定によってした手続等については、な

お、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。